

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜に当
るとする
の翌日)

目次

◇ 告 示

字の区域の変更等(地方課)
土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(農
村整備課)

土地改良法による換地処分(二件) (〃)

土地改良事業の工事の完了(〃)

保安林の指定の解除予定(二件) (造林課)

漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みについて
の同意を求めるための発起人の届出(水産課)

土地収用法による事業の認定(管理課)

◇ 選管告示

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

政治団体の解散の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨

告 示

鳥取県告示第二百四十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、中山町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による住吉地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年三月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する
字の名称

住吉字東山ノ前

同上の区域(昭和六十一年十月二十日現在の地番による。)

住吉字東山ノ前のうち一〇の一部、一二の一部及び八の一、
九から一二までと一体をなす国有地の一部以外の区域

住吉字荒神ノ後口三三の一の一部、四三の一部、四七の一
部、五〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地

住吉字荒神平ル一五九の一の一部及び一五七の一から一五
七の三までと一体をなす国有地

下甲字小松谷新市境の全域

下甲字清水尻八一三の一、八一三の二、八一四の一部及び
これらと一体をなす国有地並びに八一五、八一六と一体を
なす国有地

下甲字大林九七一の六の一部、九七六の二の一部及びこれ
らと一体をなす国有地

下甲字小松谷東平ル一〇三六の二、一〇三六の三、一〇三
七の一と一体をなす国有地

下甲字退休原一〇三八次一

<p>住吉字荒神ノ後</p> <p>住吉字荒神ノ後口のうち三三三の一部、四二二の一部、四三三の一部、四七四の一部、五〇〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>住吉字東山ノ前一〇の一部、一二の一部及び八の一、九から一二までと一体をなす国有地の一部</p> <p>住吉字荒神ノ下六六の一の一部、六七の一、六八の一、六九の一部、七〇の一部、七一、七二の一部、七六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>住吉字荒神平ル一五七の二及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>住吉字荒神ノ下</p> <p>住吉字荒神ノ後口四二の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>住吉字荒神ノ下のうち六六の一の一部、六七の一、六八の一、六九の一部、七〇の一部、七一、七二の一部、七六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>住吉字屋敷七九の一部及び一〇三から一〇五までと一体をなす国有地</p> <p>住吉字街道ノ上一〇八の一及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>住吉字街道ノ上</p> <p>住吉字街道ノ上のうち一〇八の一及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>住吉字屋敷</p> <p>住吉字屋敷のうち七九の一部及び一〇三から一〇五までと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>住吉字荒神平ル</p> <p>住吉字荒神平ルのうち一五七の二、一五九の一の一部及び一五七の一から一五七の三までと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>住吉字荒神ノ前</p> <p>住吉字荒神ノ前の全域</p> <p>住吉字下小原一九七、一九八(一)合併、一九九、二〇〇から二〇二までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>住吉字小原</p> <p>住吉字小原二〇〇から二〇二までの一部、二〇三から二〇五まで及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>住吉字小原の全域</p> <p>住吉字堤ノ下二二九から二三二まで及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>下甲字退休原一〇四〇の四七の一部、一〇四〇の五五の一部及び一〇四〇の四四、一〇四〇の四五、一〇四〇の四七と一体をなす国有地</p>	<p>住吉字堤ノ下</p> <p>住吉字堤ノ下のうち二二九から二三二まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>住吉字トフカ</p> <p>住吉字トフカのうち三八八の五の一部、三九四の二、三九四の三、三九五の一から三九五の六まで及び三九四の六、三九六の三、四〇〇の一、四〇一の二から四〇一の四まで、四〇一の九と一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>住吉字中池谷</p> <p>住吉字トフカ四〇一の二から四〇一の四まで、四〇一の九と一体をなす国有地</p> <p>住吉字中池谷の全域</p> <p>住吉字中池谷西大林五二八の一、五二八の九、五二八の一四、五二八の一五、五二八の四六、五二八の四九、五二八の五〇、五二八の五三と一体をなす国有地</p>	<p>住吉字堤ノ上</p> <p>住吉字トフカ三八八の五の一部、三九四の二、三九四の三、三九五の一から三九五の六まで及び三九四の六、三九六の三、四〇〇の一と一体をなす国有地</p> <p>住吉字堤ノ上の全域</p> <p>住吉字中池谷西建道ノ間四九七の五、五〇〇の二、五〇二の四の一部、五一二の二の一部、五一二の七の一部、五一二の八、五一二の九、五一二の一、五一二の二四から五</p>	

住吉字中池谷西 大林	一二の一七まで、五二二の二〇から五二二の二三まで及びこれらと一体をなす国有地並びに四九七の一、四九九と一体をなす国有地
住吉字中池谷西 住吉字中池谷西 建道ノ間	住吉字中池谷西大林のうち五二八の一、五二八の九、五二八の一四、五二八の一五、五二八の四六、五二八の四九、五二八の五〇、五二八の五三と一体をなす国有地以外の区域 住吉字中池谷西建道ノ間のうち四九七の五、五〇〇の二、五〇二の四の一部、五二二の二の一部、五二二の七の一部、五二二の八、五二二の九、五二二の一〇、五二二の一四から五二二の一七まで、五二二の二〇から五二二の二三まで及びこれらと一体をなす国有地並びに四九七の一、四九九と一体をなす国有地以外の区域
下甲字清水尻	下甲字清水尻のうち八一三の一、八一三の二、八一四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八一五、八一六と一体をなす国有地以外の区域
下甲字大林	下甲字大林のうち九七一の六の一部、九七六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
下甲字小松谷東 平ル	下甲字小松谷東平ルのうち一〇三六の二、一〇三六の三、一〇三七の一と一体をなす国有地以外の区域
下甲字退休原	下甲字退休原のうち一〇三八次一、一〇四〇の四七の一部、一〇四〇の五五の一部及び一〇四〇の四四、一〇四〇の四五、一〇四〇の四七と一体をなす国有地の一部以外の区域

廃止する字の名

住吉字下小原、下甲字小松谷新市境

鳥取県告示第二百四十六号

溝口町が行う土地改良事業に係る大内地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の第二項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年三月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十三年三月五日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
溝口町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、中山町が行う土地改良事業に係る住吉地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年三月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、中山町が行う土地改良事業に係る三谷地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年三月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十三年三月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	境港市農業協同組合	土地改良事業の名称	地区再編農業構造改善事業東森岡地区ほ場整備	工事完了年月日	昭和六十一年三月二十五日
"	地区再編農業構造改善事業下大沢地区ほ場整備	"	"	"	"

鳥取県告示第二百五十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年三月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
鳥取市瀬田蔵字八反田西平三八四の二、三八五の三
- 二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 三 解除の理由
農道用地とするため

鳥取県告示第二百五十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年三月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
西伯郡西伯町大字上中谷字才ノ谷南平二六一二の二から二六一二の四まで、大字下中谷字菅澤中四三四
- 二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 三 解除の理由
ダム用地とするため

鳥取県告示第二百五十二号

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第一項の規定に基づき、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号）第八十二条の二第二項に規定する同意を求めることについて、発起人にならうとすることに係る届出があったので、漁業災害補償法施行規則第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年三月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届 出 事 項	加入区	漁業の区分	場 所	期 間
発起人にならうとする者の住所及び氏名	福部加入区	漁業災害補償法 第一百四条第二号 に掲げる漁業	福部村漁業 協同組合	昭和六十三年 三月四日から 三月十八日 まで
岩美郡福部村大字岩戸三				
村上 豊				
岩美郡福部村大字岩戸五				
谷 本 喬				
岩美郡福部村大字岩戸一四				
西 田 富 一				

鳥取県告示第二百五十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年三月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 起業者の名称
大栄町
- 二 事業の種類
お台場公園建設事業
- 三 起業地
- 1 収用の部分 東伯郡大栄町大字由良宿字東浜及び字西外ヶ浜地内
- 2 使用の部分 なし
- 四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
大栄町役場

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十三年三月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
鳥取県LPガス政治連盟	代表者の氏名	安藤 信夫	佐竹 静男	昭和六十三年一月十三日	昭和六十三年一月の政治団体
自由民主党鳥取県自動車支部	主たる事務所の所在地	鳥取市丸山町二二三	鳥取市丸山町二四八―一二	昭和六十三年一月十四日	政治党の支部
自由民主党鳥取県自動車整備支部	"	"	"	"	"
鳥取県自動車整備政治連盟	"	"	"	"	その他の政治団体

鳥取県選挙管理委員会告示第十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年三月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
東部身体障害者福祉連合同友会	上根 扇蔵	竹本 洋子	鳥取市瓦町六〇一	昭和六十三年一月十二日	昭和六十三年一月の政治団体
関久雄後援会	西川 幸雄	中田 春隆	八頭郡八東町大字日下部一七九	昭和六十三年一月二十日	"

鳥取県選挙管理委員会告示第十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和六十三年三月四日

農取具選挙管理委員会委員長 友 塚 五 郎

政治団体の収支報告書の要旨

政治団体の名称 **東部身体障害者福祉連合同友会** (2) 支出総額 80,444円

報告年月日 昭和63年1月12日

(昭和62年12月31日解散)

収入・支出の総額

収入総額 0円

支出総額 0円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

その他の収入

10万円未満の収入 1,402円

合 計 1,402円

(2) 支出の内訳

政治活動費

調査研究費 70,430円

寄附・交付金 10,014円

合 計 80,444円

1

(1) 収入総額 80,444円

ア 前年繰越額 79,042円

イ 本年収入額 1,402円

政治団体の名称 **関久雄後援会**
報告年月日 昭和63年1月20日
(昭和62年12月31日解散)